

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- 東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計
画……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………四
- 規程(交)
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里
・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する
規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規
程の一部を改正する規程……………五
- 公 告
- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック
ク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………六
- 東京体育館の開場時間の変更……………(同)……………六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)……………六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更
……………(同)……………六

- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変
更……………(同)……………七
- 東京武道館の休館日の変更……………(同)……………七
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………七
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………七
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………七
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更
……………(同)……………八
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変
更……………(同)……………八

告示

●東京都告示第七百二十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一
項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第六百四十七
号東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定
により、次のように告示する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 板橋区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助
線街路第八十七号線
- 三 事業施行期間 平成二十五年十二月六日から平成三
十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
平成二十五年東京都告示第六百
四十七号の事業地に板橋区加賀二
丁目及び稲荷台各地方を追加する。
使用の部分

変更なし

●東京都告示第七百二十三号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五
条第四項の規定に基づき西新宿八丁目成子地区市街地再開
発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告
示する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第七百二十四号
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法
律第七十七号)第四条第七項及び第八項の規定に基づき、
東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成
二十五年十二月二十五日東京都告示第七百三十号)の全
部を平成二十七年一月一日付けで次のように変更するので、
同条第十項において準用する同条第五項の規定により、次
のように公表する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 東京都の沿岸漁業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を漁場とする島しょ漁業と東京湾を漁場とする内湾漁業から形成されている。

漁業就業者数は972人で、生産量3,606トン、生産額31億円の漁獲実績となっているが、生産の主力は島しょ漁業である。

東京内湾は、港湾・都市施設の整備のため埋立てが進められ、さらに、大型船の航行等により漁場は狭められ、過密化し、漁業を取り巻く諸条件は必ずしも良くない。しかし、近年水質環境は改善され、水産資源も回復しつつあり、自由漁業による生産が行われている。

一方、島しょ地域は、外海孤立型の離島であるため、地形の険しさや季節風等自然条件が厳しいものの、漁業は各島の基幹産業となっており、地域活性化の鍵を大きく握っている。

このように沿岸漁業は、島しょ地域の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、安全かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割も担っている。

したがって、今後ともこの海域での持続的生産を図るためには、従来の操業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していく必要がある。

(2) 東京都の海域は、内湾・伊豆諸島・小笠原諸島海域と広大である。特に伊豆諸島海域は、黒潮の流路に当たることから多種の魚介類が生息し、地元の漁業者のみならず他県の沿岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成しており、これらの漁業者にとつては非常に重要な漁場となっている。

我が国周辺水域における海洋生物資源の水準は、全体としては、おおむね安定的に推移しているものの、低位水準にとどまっている資源や、悪化している資源もみられるなか、東京都の海域における海洋生物資源は低水準、減少傾向にあるものが多い。

(3) このようなことから、東京都としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の海洋生物資源の保存管理措置を講じてきたところである。この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、内湾を含めた東京都の海域における海洋生物資源の保存及び造成を行うとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、東京都の重要な海洋生物資源については、従来から資源状況の把握に努め、その結果に基づき資源管理措置を行ってきたところである。特に、今後は資源の減少が大きいと認められる資源、東京都の漁業上重要な資源等について、より適切な資源の保存管理を図り、具体的な管理方策を検討するため、たかべ・いさき等についての資源調査の充実に努めることとする。

(5) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源及び第1

種指定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(6) 第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量の数量管理及び今後予定している第1種指定海洋生物資源の漁獲可能量の決定と管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く状況・環境等について、より詳細な科学的知見が必要である。このため、国及び関係県との連携を保ちながら、資源調査・研究体制の充実強化を図るとともに、管理体制の整備を図ることとする。また、資源管理の充実に努めるため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(7) 特定海洋生物資源及び指定海洋生物資源を含め、全ての海洋生物資源について、その保存及び管理に向けた資源管理型漁業を推進していくこととする。

(8) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(9) 東京都における漁獲可能量制度においては、他県入漁船の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について東京都に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成26年及び平成27年の知事管理量は、以下のとおりである。

〔まさば及びごまさば〕	
平成26年(平成26年7月～平成27年6月)	27,000トン
平成27年(平成27年7月～平成28年6月)	注1
(注1) 平成27年まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。	

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

なお、海域別の数量は定めがない。

また、過去の実績があるものの、資源に対する圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、数量を明示しないこととした。

〔まさば及びごまさば〕	
火光利用さば漁業及び棒受け網漁業	
平成26年(平成26年7月～平成27年6月)	26,950トン
平成27年(平成27年7月～平成28年6月)	注2
(注2) 平成27年まさば及びごまさばの数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。	

4 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

〔まさば及びごまさば〕
火光利用さば漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の

管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。
 また、まさば及びごまさばを漁獲するその他の漁業を含め、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状程度として従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うものとし、この結果、漁獲実績が東京都に定められた数量を超えないよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(3) 東京都の重要な海洋生物資源のうちはまとびうおについては、特に資源の減少が大きいと認められるため、次とおり資源管理を実施する。

① 資源の動向

はまとびうおは、かつて伊豆諸島を代表する漁獲対象魚種であり、主としてとびうお流し刺し網漁業により漁獲されている。昭和30年から昭和58年までの間、約8百万尾を最高として平均年3百万尾程度の漁獲を続けてきた。その後海況の変動や過度な漁獲の影響等により、昭和59年以降漁獲量は激減し、平成4年から平成26年までの年平均漁獲量は約42万尾となっている。

しかし、ここ数年は徐々にではあるが漁獲量が増加しており、資源の回復傾向が見られる。

② この資源管理措置の目的

東京都の漁業生産は、主に2月から5月頃にかけて操業されるかつおを対象にしたひき縄漁業に依存する割合が高く、かつおの好不漁によって漁業経営が大きく左右される漁家が多い。

一方、とびうお流し刺し網漁業は、かつおを対象としたひき縄漁業とはほぼ同時期に操業されている。そのため、とびうお流し刺し網漁業の生産性の向上及び安定を図り、これらの漁業の兼業等を促進することによって、かつおの好不漁に左右されにくい漁業経営への誘導が可能であると考えられる。

しかし、低水準にある資源を制限なく漁獲したのでは、再び資源の枯渇を招きかねないため、資源の回復及び持続的生産が可能な範囲内での漁獲を行う必要がある。

これらのことから、はまとびうお資源が回復の傾向を示す今、持続的生産の実現と漁業経営の安定を目的として、当面の間、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量制度として実施し、その円滑な運用を確認した後、第1種指定海洋生物資源としての管理制度に移行するものとする。

③ 漁獲の最高限度数量目標

ア はまとびうお資源について最大持続生産量を実現することができる水準に維持又は回復することを目的として、漁獲の最高限度数量目標(以下「数量目標」という。)を掲げることとする。

イ 数量目標は、はまとびうおの資源状況を基礎とし、はまとびうおに係る漁業経営その他の事情を勘案して定めるものとする。

ウ 平成27年1月から12月までのはまとびうおの数量目標は、149万尾とする。
 なお、採捕の種類別、海域別及び期間別の数量は定めない。

④ 数量目標に関し実施する施策

ア 主としてはまとびうおを漁獲するとびうお流し刺し網漁業については、漁獲努力量と資源量の均衡を保つため、漁業の許可及び起業の認可方針(以下「許可認可方針」という。)を定め、許可等をする漁船数の最高限度(以下「許可等の最高限度」という。)等を定める。

イ 許可等の最高限度は、数量目標の達成に資するよう定めるものとする。

ウ 漁獲数量の報告については、とびうお流し刺し網漁業の許可認可方針で定めるところとする。

エ はまとびうおの資源状況を正確に把握するため、とびうお流し刺し網漁業を営む漁業者以外の漁業者に対しても、はまとびうおを漁獲した場合は、その数量の報告について協力を求めるものとする。

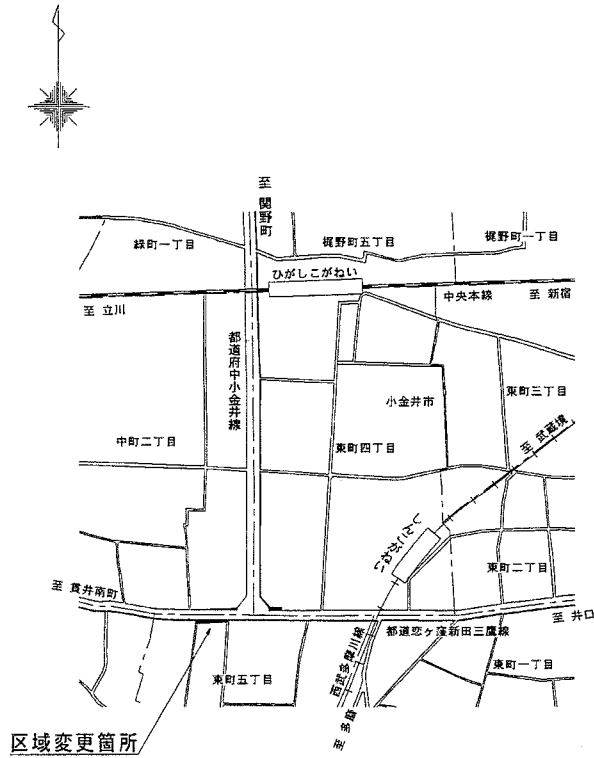
オ この資源管理措置を円滑に運営するため、東京都は関係漁業者及び団体に対して協力を求めるものとする。

別図

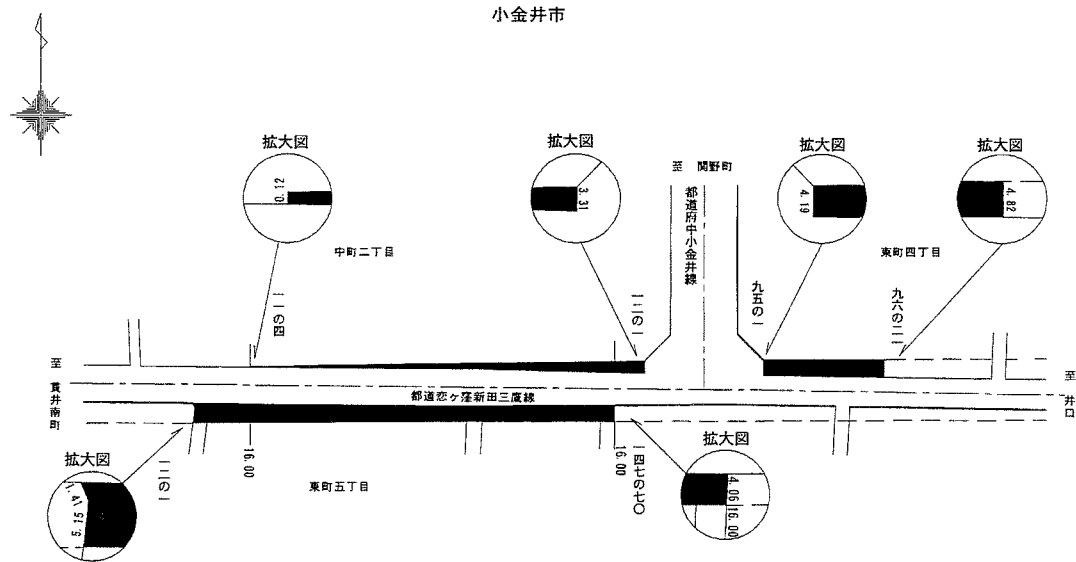
都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図

小金井市東町五丁目～東町四丁目

都道
 市道
 編入区域
 延長 一八七・六九メートル
 面積 八七三・二一平方メートル
 計画線



区域変更箇所



●東京都告示第七百二十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から起算

して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に
 供する。
 平成二十六年十二月二十五日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹

二 変更の区間 小金井市東町五丁目十二番一地从先から同
 市東町四丁目九十六番二十一地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

規程(交)

●交通局規程第五十四号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十二年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。第五号第二号及び第七号第二号中「及び乗合自動車(座席定員制のものを除く。)」を削る。

附則

この規程は、平成二十七年一月一日から施行する。

●交通局規程第五十五号

東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程(平成十年交通局規程第四十九号)の一部を次のように改正す

る。

第六条第一号及び第一号の二を次のように改める。

- 一 次条第一号に掲げる場所において発売するバス一日乗車券
- ア 大人用

(表)



備考 裏面は、図柄とし、必要に応じて変更することがある。

イ 小児用

(表)



備考 裏面は、図柄とし、必要に応じて変更することがある。

一の二 次条第二号に掲げる場所において発売するバス一日乗車券

表



備考

- 一 小児用は、券面表面に小児と表示する。
- 二 裏面は、図柄とし、必要に応じて変更することがある。

第六条第二号を削り、同条第三号中「次条第四号」を「次条第三号」に改め、同号を同条第二号とする。

第七条第三号を削り、同条第四号中「前条第三号」を

公 告

「前条第二号」に改め、同号を同条第三号とする。
附 則
この規程は、平成二十七年一月一日から施行する。

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の休館日を次のように変更する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十七年一月三日、同年二月十六日及び同年三月十六日

臨時休館 平成二十七年二月二十四日、同月二十五日及び平成二十七年三月三日から同月五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京体育館の開場時間を次のように変更する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで

(二) 土曜日

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十七年一月五日から同年二月六日まで、同月九日、同月十六日、同月二十三日、平成二十七年三月二日、同月九日、同月十六日、同月二十三日及び同月三十日

(二) 第一球技場

平成二十七年一月一日から同年三月三十一日まで

(三) 第二球技場、補助競技場、軟式野球場、硬式野球場

及びテニスコート

平成二十七年一月五日、同月十九日、平成二十七年二月二日、同月十六日、平成二十七年三月二日及び同月十六日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場及び補助競技場

臨時開館 平成二十七年一月二日及び同月三日

(二) 体育館

臨時開館 平成二十七年一月一日から同月三日まで

臨時休館 平成二十七年二月二日及び同年三月二日

(三) 屋内球技場

臨時休館 平成二十七年一月一日から同年三月三十一日まで

(四) トレーニングルーム、第二球技場及びテニスコート

臨時開館 平成二十七年一月三日

(五) 弓道場

臨時休館 平成二十七年一月一日から同年三月三十日

<p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。</p> <p>一日まで</p> <p>駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年十二月二十五日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 施設名、期日及び開場時間 (一) テニスコート 平成二十七年一月十三日、同月二十六日、平成二十七年二月九日、同月二十三日、平成二十七年三月九日及び同月二十三日 午後零時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(二) 軟式野球場 平成二十七年一月十三日、同月二十六日、平成二十七年二月九日、同月二十三日、平成二十七年三月九日、同月二十三日及び同月三十日 午前八時三十分から午後零時三十分まで</p> <p>(三) 硬式野球場 平成二十七年一月十三日、同月二十六日、平成二十七年二月九日、同月二十三日、平成二十七年三月九日、同月二十三日及び同月三十日</p>	<p>二 理由 午後零時三十分から午後九時まで 施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>東京武道館の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年十二月二十五日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 期日 臨時閉館 平成二十七年一月三日 臨時休館 平成二十七年一月二十日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p> <p>東京武道館の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年十二月二十五日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 施設名 トレーニングルーム</p> <p>二 期日 平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第</p>	<p>三 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由 使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年十二月二十五日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 期日 臨時閉館 平成二十七年一月一日及び同月三日 臨時休館 平成二十七年二月十七日及び同年三月三十一日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p> <p>東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年十二月二十五日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 期日 平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までの日</p>
---	--	---

曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の
変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート(夜間照明設備を備えているもの)

- ア 平成二十七年二月一日、同月七日、同月八日、同月十一日、同月十四日、同月十五日、同月二十一日、同月二十二日、同月二十八日、平成二十七年三月一日、同月七日、同月八日、同月十四日、同月十五日、同月二十一日、同月二十二日、同月二十八日及び同月二十九日
- イ 午前七時から午後九時まで

のうち(一)アの期日を除く開館日

午前九時から午後九時まで

(二) テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)

平成二十七年二月一日、同月七日、同月八日、同月

十一日、同月十四日、同月十五日、同月二十一日、同月二十二日、同月二十八日、平成二十七年三月一日、同月七日、同月八日、同月十四日、同月十五日、同月二十一日、同月二十二日、同月二十八日及び同月二十九日

九日

午前七時から午後五時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日
の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの施設の休業日を次のように変更する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名

宿泊室

二 期日

臨時休業 平成二十七年二月一日から同月十四日まで

三 理由

施設設備の改修のため

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

リサイクル適性